

# 水産流通の適正化推進会議 (第3回)

---

令和6年10月  
水産庁加工流通課

# 水産流通の適正化推進会議における議題

---

(全3回)

- 第1回 水産流通適正化制度（特定第一種水産動植物）をめぐる状況と課題について  
(9月6日開催済み)
- 第2回 水産流通適正化制度（特定第二種水産動植物）をめぐる状況と課題について  
(10月3日開催済み)
- 第3回 議論の取りまとめ（水産流通の適正化の更なる推進に向けた今後の  
対応方向について）  
(本日)

# 水産流通の適正化の更なる推進に向けた今後の対応方向について（案）（抜粋）

## Ⅱ 特定第一種水産動植物について

### 1 アワビ、ナマコに係る制度の施行状況と課題

#### 制度開始前から現在までの状況

#### 今後の対応方向

##### （1） 採捕事業者、取扱事業者による届出関係

○ 全国約170回に及ぶ説明会の開催及び関係団体による関係事業者への働きかけ等を行ってきた結果、令和6年7月末現在で、採捕事業者については全国の漁協のうち6割以上の漁協が届出済み、取扱事業者については約5,300件の届出がされるとともに、新規の届出に係る問い合わせはかなり減少してきており、アワビ・ナマコの生産量規模を踏まえると、電子化の状況も含め、届出制度については相当程度周知された。

○ 引き続き、新規の問い合わせ者への丁寧な説明等により、**届出の漏れがないよう、制度の周知や電子的な届出の推進**を図っていくべき。

##### （2） 漁獲番号等の伝達、取引等記録の作成・保存関係

○ 主要な産地における電子化が加速したほか、漁獲番号等伝達システムの活用も進んでいる。

○ 他方、中小の産地を中心に、システム改修やそもそもの電子化が進んでいない地域も未だ相当数あるほか、漁獲番号等伝達システムについても、アワビ、ナマコが主要水産物でない事業者等はシステム導入の様子を見しているところも多い。

○ 情報伝達の円滑化、簡易化に向けて、①**産地全体（県域、漁協単位等）での電子化**が効果的であるとともに、②**中間流通段階においては、多様な事業者向けのシステムの導入**が効果的。

○ 令和6年改正法の施行により、取引の多いクロマグロの大型魚が新たな制度の対象にする方向で検討が進められていることを踏まえ、これを契機とした産地全体の電子化や、漁獲番号等伝達システムの活用を更に進めていくべき。（参考1）

## (3) 適法漁獲等証明書関係

- 生鮮品に係る申請については、一定要件の下でこれらの証明書の交付事務の効率化を図るとともに、申請・発給を全て電子化することで申請から2日以内の交付を実現。
- 加工品に係る申請については、審査事務効率化を図っているが、事業者の負担軽減や迅速な行政事務の推進のため、漁獲番号等を含む取引情報の電子化等の推進による取引関係の確認の効率化が課題。

- 生鮮・冷蔵品の輸出は、今後も引き続き、**迅速な証明書の交付**に努めていくべき。
- 加工品の輸出は、**産地全体（県域、漁協単位等）での電子化や、中間流通段階における多様な事業者向けの簡易なシステムの導入**を推進していくべき。（参考1）
- 輸出事業者の積極的な取組によって、「漁協→仲買人→加工事業者→輸出事業者」に至る川上から川下までの商流全体で漁獲番号等の電子的な伝達が実現され、簡易かつ迅速な申請・審査が可能となった優良事例も出てきている**漁獲情報伝達システムの活用を更に推進**していくべき。

## (4) 違反者に対する勧告、命令、罰則関係

- 関係事業者から、随時疑義情報が寄せられており、事業者の違法漁獲物に対する意識が高まり、密漁に対する抑止力は向上。
- 他方、違反事案に対する都道府県の勧告までに相当期間要する状況が続いており、都道府県の違反事案に対応する体制整備や水産庁との連携強化の推進が必要。
- 悪質な違反事案も発生し、現行法に基づく措置では抑止効果が十分に発揮されないおそれ。

- 違反事案への対応については、引き続き、**関係行政機関と連携して適切な対応**を図っていく。その中で人員面では限界もある都道府県の体制整備の推進や更なる連携強化に向けて、必要に応じ**都道府県における関係規程の整備を国としてもバックアップ**する等の効果的な措置を実施すべき。
- 悪質な水産流通適正化法違反事案への対応については、令和6年改正法において流適法違反にも直罰規定を設けられているが、関係行政機関との連携を更に進めていくべき。

## 2 令和7年12月のシラスウナギの適用に向けた状況と課題について

### 現在までの状況

- これまでに、以下の取り組みを実施。
- 関係漁業者・流通事業者・養殖事業者への周知徹底。
  - これら事業者による円滑な届出の実施に向けた国・都道府県の体制整備。
  - これら事業者による円滑な漁獲番号等の伝達・記録の作成、保存の実施等に向けた仕組みの構築として、シラスウナギの流通実態に即した漁獲番号等の伝達等を一気通貫で電子的にできるシステムの構築。（参考2）

### 今後の対応方向

- 今後も都府県と協力して、**現場の漁業者等へ制度の周知**を図るとともに、養鰻団体及びシラスウナギ中間流通団体を通じた**実態把握が困難である事業者への周知を徹底していくべき。**
- **円滑な届出に向けては**、webを併用してブロック会議等を開催し、これまで説明会を行ってきたうなぎの養殖生産量や採捕事業者が多い県以外の県等も含め周知を徹底していくべき。
- ナマコ・アワビ（施行6ヶ月前から届出可能）と同様に、**制度開始一定期間前から届出が可能となるよう、必要な制度の整備を進めていくべき。**
- 円滑な**漁獲番号等の伝達等の実施**に向けては、引き続き、これらを電子的にできる**システムの開発を進めるとともに、その導入の促進を図り、採捕者、関係事業者が本システムを活用した義務の履行を支障なく実施できるよう必要な措置を講じていくべき。**（参考1）

### 3 令和6年改正法の施行に向けた制度の詳細について（参考3）

改正法の施行に向けては、以下の方向で必要な政省令改正等の検討を進めるべき。

#### （1）施行期日

関係者が一部改正法に基づく義務を履行できる体制を整備するための十分な準備期間を確保することが必要であり、また、漁獲可能量による管理の管理年度も考慮し、沿岸漁業の管理年度始めである**令和8年4月1日**とすること。

#### （2）漁業法改正について

##### ①新たな制度の対象となる特別管理特定水産資源の指定の考え方について

- 特別管理特定水産資源については、指定に当たり考慮すべき事項が法律上明記されていることから、これら考慮すべき事項の更に詳細な基準は設けることとせず、**条文に基づき、不正のインセンティブとなる誘因が高い個体の経済的価値が高いものを前提として、その他の条文上に規定されている事項を総合的に勘案して指定**すること。
- 現行、特定水産資源についてもその指定の考え方を資源管理基本方針に定めているため、特別管理特定水産資源も同様に、上記の**指定の考え方を、資源管理基本方針に定める**こと。

##### ②今般の特別管理特定水産資源の指定について

今般の特別管理特定水産資源の指定については、①の指定の考え方に基づき、**該当性が判断された30kg以上の太平洋クロマグロを指定**すること。

### (3) 流適法改正について

#### ①流適法第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等について

特定第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等については、**法律上の定義に基づく想定に該当する魚種等がないため、当面その指定はしないこととすること。**

#### ②流適法第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち制度の対象とする加工品について

特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）に30kg以上の太平洋クロマグロが指定されることを前提とした場合、それを原材料とする**加工品については、当面その指定はしないこととすること。**

#### ③関係事業者等による円滑な情報の伝達、記録の作成等に向けた仕組みの構築について

- 流適法で義務付けられる特定第一種第二号水産動植物等に関する情報伝達については、令和6年改正法に基づく情報伝達義務を果たしていれば、**現場の新たな負担の軽減の観点から、現在商習慣上用いられ発行されている取引伝票を用いた方法でも、タグやQRコードを活用した方法でも可能とされている。**
- 他方、①効率的かつ正確・迅速な情報伝達等の実現、②流通段階における適正物であることの視認性の向上、③現在、WCPFCで導入が検討されているCDS（違法漁獲・取引の防止のための漁獲証明制度）への対応の観点等を踏まえると、タグ等を活用した電子的な情報伝達を推進していくことも望ましい。
- このため、現場実態を踏まえつつ、令和6年改正法の施行までに**主要な漁業種類でこのような伝達手法の実施が可能となるよう、必要な実証事業等を実施すること。**（参考4、5）

### (4) その他の制度の詳細について

- その他の制度の詳細については、養殖魚の取扱いを含め、現場実態を踏まえつつ、必要な検討を行っていくこと。

### Ⅲ 特定第二種水産動植物について

#### 1 現行制度の施行等の状況と課題について

##### 制度開始前から現在までの状況

##### 今後の対応方向

#### (1) 適法採捕証明書等の発行に向けた二国間協議関係

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 計64の国等と順次二国間協議を実施し、現在までに、令和3年の4魚種全体の輸入金額シェアで97%を占める48の国等と協議完了、9の国等と引き続き制度開始に向けた協議を継続。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 大半の輸入実績国等との間で本制度に基づく輸入が実施されていると評価できるが、引き続き、<b>協議継続中の国等との協議を精力的に行っていくべき。</b></li><li>○ 他方、様式の協議が完了した国等との間でも、<b>証明書が適切に発行されない等の問題が一部発生していることから、該当国等との追加の協議を随時実施していくべき。</b></li></ul> |
|---|--|

#### (2) 我が国による適法採捕証明書の発行関係（参考6）

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 関係事業者へ制度周知し、効率的な証明書発行に向けたルール整備に努める等により、現在まで大きな混乱は生じていない。</li><li>○ 証明書の申請には、産地段階の関係者と輸出業者等の署名が必要な箇所があり、事業者の負担が多く、現状電子化が困難で、受付・交付は現在全て紙ベース。</li><li>○ 今後は証明書の交付申請数の更なる増加が予想される状況。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 引き続き、迅速な証明書の交付に努めるとともに、今後の発行数増や関係各事業者の負担軽減の観点から、現状紙ベースでしか作成が困難な<b>証明書について、国際的な証明書電子化の動向等も踏まえつつ、電子的な署名方式の導入等の電子化の検討を進めていくべき。</b></li></ul> |
|--|---|

## 制度開始前から現在までの状況

## 今後の対応方向

### (3) 宣誓書

- 水産庁による宣誓書の確認・署名は令和4年12月から令和6年7月までの累計で約850件となっているが、迅速な確認・署名に努めており、大きな混乱は生じていない。
- 他方、協議完了国等との間でも、適法採捕証明書が適切に発行されない等個別の問題が発生しており、個別のケースごとに随時追加の二国間協議を行い、根本的な問題解決に努めている状況。

- 引き続き、対象水産物の適正かつ円滑な国際流通の確保に向け、**対象国との間で協議を行い、根本的な問題解決に努めていくとともに、宣誓書の確認のための審査を適正に行いつつ、必要に応じ、本措置を活用していくべき。**
- 旗国から第三国経由で輸入される場合に、輸出時点で最終的に日本に仕向けるか不明であることから日本向けの様式による適法採捕証明書が発行されない問題については、**証明書様式の可能な限りの他国との統一化も含め、運用の見直しを検討していくべき。**

## 2 特定第二種水産動植物における対象魚種等の検証について

### 課題

### 今後の対応方向

#### (1) 指定基準の指標の検証（参考7）

- 基準1の指標は、米国の輸入監視制度の対象とされているか、WCPFC等のIUU船舶リスト（対象魚種不明）の対象となっているか等で判断している。
- 基準2②の指標は、NPFCによる資源管理が行われているものに限定しており、我が国周辺海域の他のRFMOにより資源管理が行われている資源が考慮されない。
- 基準4の指標は、養殖物が輸入の大半を占めるものなどで規制の実効性が低いと判断されたものも除外しているが、指標に明確化されていない。

- 流適法上の特定第二種水産動植物の定義に基づく海外におけるIUU漁業のわが国に与えるリスクをより適切に把握するためには、我が国同様の輸入監視制度を持つEU、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種について、できる限り具体的な海外におけるIUU漁業リスクの検討を実施すべき。
- 我が国周辺海域において資源管理措置が行われているWCPFC等の管理対象種も考慮すべき。また、基準2の①、③の指標についても現時点で入手可能な直近のデータで評価し直すべき。
- 規制の実効性が低いと判断されたものも、本指標に基づき除外することを明確化すべき。

## (2) 対象魚種の検証 (参考8)

### ① 今般の対象魚種の検証の手順

(1) を踏まえ、新たな手順に従って各魚種の基準該当性を検証した結果は以下のとおり。

#### 手順1：基準1の指標の該当性について

スクリーニングの結果を踏まえると、魚種毎の我が国に影響を与えうるIUU漁業リスクは以下のように分類された。

#### ① リスクの可能性はあるがその度合いについて更に情報収集に努めていくべきもの

IUU漁業由来のものが一定程度あると推定されている又はRFMOのIUU船舶リストが作成されている（漁獲魚種は不明）ものの、具体のIUU漁業違反事案が報告されていないもの

→ サケ・マス、クロマグロ、カニ、メバチ、キハダ、タコ、ヒラメ・カレイ、シラスウナギ、カラフトシシャモ、カツオ、アジ、キンメダイ

#### ② リスクはあるが我が国に与える影響について更に情報収集に努めていくべきもの

IUU漁業に関連する違反事案等が確認されているものの、違反が軽微又は違反漁船の旗国から我が国への輸入実態がほぼない等のもの

→ アワビ、ビンナガ、カジキ

#### ③ 我が国への影響も含めリスクが高い可能性があるもの

IUU漁業に関連する重大な違反事案等が確認されており、違反漁船の旗国から我が国への輸入実績が多いもの

→ エビ、サメ



## 手順2：基準2～4の指標の該当性について

基準2～4の指標全てに該当する魚種は以下のとおりとなった。

→ ビンナガ、カラフトシシャモ、カツオ、キンメダイ

※ 上記のほか、ヨシキリザメ、アオザメ等についての基準3の指標該当性は、関税コードが分かれておらず統計データがないため判断できない。

## 手順3：手順1、2の結果を踏まえた検証結果について

手順1、2の結果をまとめると以下のとおりとなった。

### ① 手順1で高リスクと判断され、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ なし。ただし、ヨシキリザメ、アオザメ等については、基準3の指標該当性が確認されると該当することとなる。

### ② 手順1で高リスクと判断されたものの、手順2で一部の基準の指標にしか該当していない魚種及び手順1で中程度のリスクと判断されたものの、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ エビ、ビンナガ

### ③ その他の魚種

→ 上記以外の今般スクリーニングした全ての魚種

## ②対象魚種の検証結果

- (i) 直ちに新たな対象魚種に指定する魚種はないが、ヨシキリザメ、アオザメ等については、指定基準の指標への該当が確認されれば、関係者の意見を聞きつつ、対象魚種への指定に向け、規制実施の実効的な方法等の検討を進める。
- (ii) エビ、ビンナガについては、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視していく。
- (iii) それ以外の魚種については、既存の規制措置の実施状況も含めリスクの度合い等について関心を持って情報収集に努めていく。

## IV 海外におけるIUU漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

### 1 EUの漁獲証明制度の改正を踏まえた水産流通適正化制度の対応方向について（参考9）

- 今般のEU規則の改正を踏まえ、我が国の制度についても、以下のとおり運用の見直しを検討すべき。
  - ① **トレーサビリティの強化及び表現の適正化のための漁獲証明書様式の変更（記載項目欄の追加等）について**  
EUの漁獲証明書様式の変更に合わせて、水産流通適正化制度に基づく適法採捕証明書様式を変更（相手国と二国間協議が必要）した場合、事業者にとってはEU向けと日本向けで様式が統一されることとなり、円滑な国際流通には資することとなる。  
他方、記載項目の追加により、我が国が証明書を発行するケースでは現場負担が増加するため、今後、EUの規則改正の動向を見極めつつ我が国の運用方針を検討すること。
  - ② **加工申告書の運用強化について**  
加工申告書についても、EUの改正の背景を確認した上で、我が国の運用方針の見直しを検討すること。
  - ③ **EUの電子システム「CATCH」使用の義務化（EU漁獲証明制度の枠組みにおける検討事項）について**  
我が国のEU向け輸出業者に無用な手間が増えないよう、将来的にCATCHとの連携も念頭に検討すること。

### 2 漁獲証明制度の普及・適正な運用に向けた諸外国との協力

- 流通段階における国際的なIUU漁業対策の枠組みとして、我が国やEUが導入している輸入規制制度に対し、その類似制度の新たな創設の検討を含めた諸外国からの関心が高まっている。
- これまでも関係諸外国との意見交換や当該国の行政官への研修を随時実施してきたが、引き続きこうした国に対し、**我が国制度の理解を促進**することにより、制度の円滑な運用を働きかけるとともに、これらの**国の新たな制度検討に当たっては、制度の整合性が図られるよう努めていくべき。**

## V その他

### 人権をめぐる状況（参考10）

- 水産分野における強制労働については、国際的な問題となる事案が指摘されており、本年9月のG7農業大臣声明でも漁業及び養殖業における人権尊重を求めるなど、国際的な動きが加速。
- このため、このような流通段階における人権問題への対応が求められる中で、企業が人権侵害の疑いのある水産物を調達することによる人権への負の影響（人権侵害リスク）を避けるため、引き続き、**企業における人権に関するデューディリジェンス等を促進していくべき。**

## <対策のポイント>

漁獲情報の電子的な収集体制の強化等に対応したシステムの整備や生産性の向上のためのデータ収集・利活用、人材育成、機械導入支援を進めます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施を推進するため、適法採捕証明書等の電子的な申請・発給を可能とするためのシステム導入や太平洋クロマグロの漁獲監視の高度化を図るための監視手段等の検証や漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化等への支援に取り組みます。

## <事業目標>

- 漁獲情報等を収集し、資源管理、評価等に活用する体制を確立（39都道府県 [令和7年度まで]）
- 新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（漁獲量444万t [令和12年度まで]）

## <事業の内容>

### 1. スマート水産業情報システム構築推進事業

漁獲情報等の電子的な収集体制の強化と資源管理・評価の高度化に対応したシステムの運用・保守・改修を行うとともにシステムの最適化に取り組みます。

### 2. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者を育成支援するとともに、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

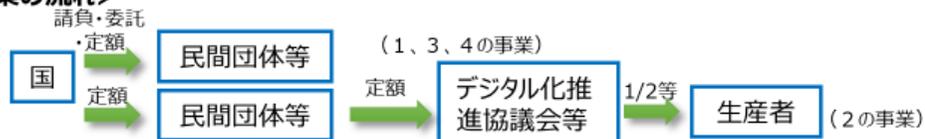
### 3. 水産流通適正化制度における電子化調査推進事業

水産流通適正化制度に基づき政府が発行する適法採捕証明書等（EU等向けの漁獲証明書等も含む。）の電子的な申請・発給を可能とするためのシステム開発を行うとともに、既存の情報伝達システムの安定的な運用を図ります。

### 4. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

太平洋クロマグロの陸揚げ港等における漁獲監視の高度化を図る新たな監視手段等の調査・検討・モデル的な検証等を行うとともに、太平洋クロマグロ等の漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化等に向けた取組を支援します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

### スマート水産業の推進

#### 水産資源の持続的利用 のための取組

<目的> 資源評価・資源管理の高度化  
・資源評価の精度向上、適切な数量管理の実現、  
資源管理の徹底

#### 水産業の成長産業化 に向けた取組

<目的> 漁業・養殖業の生産性向上  
・勘と経験に基づく漁業からの脱却、スマート水  
産技術の生産現場への展開、データの利活用

### スマート水産業推進事業

漁獲情報等を収集・管理する機能等を持つシステムの一体的な整備、運用等や人材育成・機械導入支援を実施します。

#### ① スマート水産業情報システム構築 推進事業

- ・知事許可、大臣許可漁業の漁獲情報
- ・TAC管理・IQ管理、許可情報
- ・かつお・まぐろ等国際資源の漁獲情報
- ・生物、海洋環境データ等

#### ③ 水産流通適正化制度における電子 化調査推進事業

- ・証明書発行、番号伝達等の電子化推進
- ④ 特別管理特定水産資源等の漁獲・  
流通に係る効率化等推進対策
- ・太平洋クロマグロの資源管理の強化の推進
- ・うなぎ稚魚流通の一元的管理体制を構築

#### ① スマート水産業情報システム構築 推進事業

- ・漁業者に海洋環境情報等を提供すること等により、水産業の成長産業化を下支え

#### ② スマート水産業普及推進事業

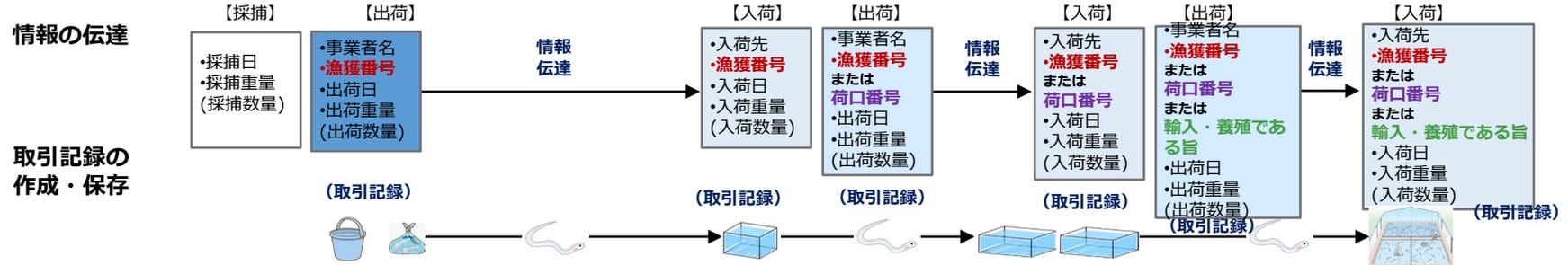
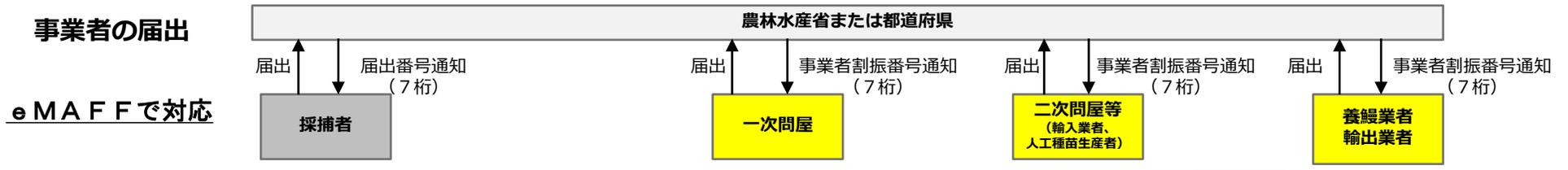
- ・生産現場でのスマート化の取組を全国に  
広げていくことで、水産業の成長産業化  
を推進

【お問い合わせ先】

- (1,2の事業)水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
- (3の事業) 加工流通課 (03-6744-2511)
- (4の事業) 加工流通課 (03-6744-2519)
- 栽培養殖課 (03-3502-8489)
- 漁獲監視官 (03-6744-7134)

# (参考2) ウナギ産業価値連鎖トレーサビリティ支援システム (イメージ)

## 届出・情報伝達の電子化のイメージ



## トレサシステムで対応



# (参考3) 法律の概要 (漁業法の一部改正)

- 漁獲可能量 (TAC) による資源管理を行う水産資源のうち、資源管理に関する国際的な枠組み等※を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして省令で定める水産資源 (**特別管理特定水産資源。省令で太平洋クロマグロの大型魚の指定を想定。**) について、管理を強化。

※個体の経済的価値が高いものについて、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して指定

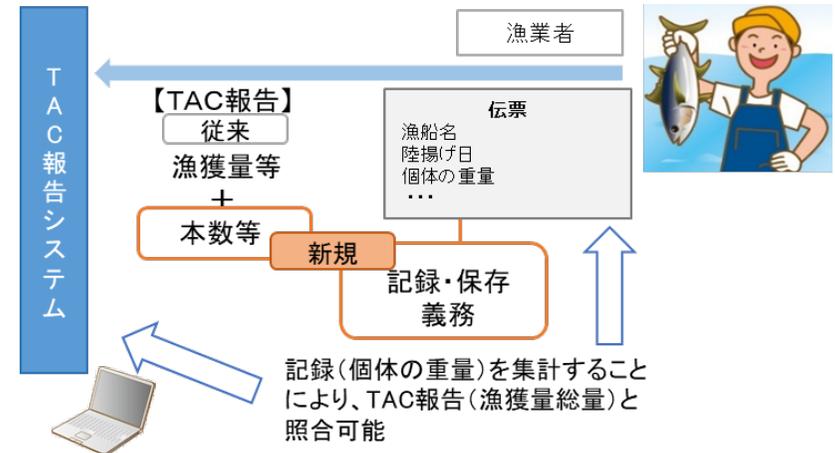
- あわせて、違反操業を防止するため、漁船の操業位置を把握するための機器の設置等の命令に違反した場合の罰則を新設。

## <具体的な措置>

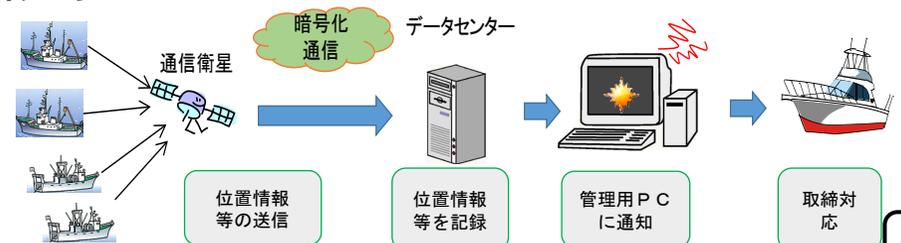
- ① **特別管理特定水産資源**について、以下の事項を措置
  - ・ TAC報告事項について、現行の漁獲量等に加えて、**採捕した個体の数を追加**。
  - ・ TAC報告を行う際に使っている情報 (船舶等の名称、個体の重量等) の**記録の保存を義務付け**。
  - ・ **TAC報告義務違反等の罰則**について、**法定刑の引上げ**  
【現行：6月以下の懲役、30万円以下の罰金  
→改正後：**1年以下の懲役、50万円以下の罰金**】  
とともに、**法人重科【1億円以下の罰金刑】**の新設。
  - ・ TAC報告義務に違反し、かつ、当該違反行為を引き続きするおそれがある場合、**即時の停泊命令を可能**とする。
- ② 衛星船位測定送信機 (VMS) の設置等の命令に違反した場合の罰則【6月以下の懲役、30万円以下の罰金】を新設。

※この規定のみ公布の日から20日後 (令和6年7月16日施行)

## ○ TAC報告・記録義務のイメージ



## ○ 衛星船位測定送信機 (Vessel Monitoring System : VMS) の運用イメージ



# (参考3) 法律の概要 (特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部改正)

- 水産流通適正化法の対象として、漁業法に新設する**特別管理特定水産資源等** (太平洋クロマグロの**大型魚を想定**) を追加し、情報伝達等を義務付ける。
- 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則を設ける。
- 適法漁獲等証明書の発行件数が増加しても円滑な発行ができるよう、農林水産大臣が指定する民間機関による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

## <具体的な措置>

- ① 漁業法の特別管理特定水産資源等を「**特定第一種第二号水産動植物**」と定義し、以下の事項等を義務付ける。

- ・ 取引時における、船舶等の名称、個体の重量等の**情報伝達** (※)
- ・ **取引記録の作成・保存**
- ・ **輸出時の適法漁獲等証明書の添付**

※ 情報伝達は、**タグやQRコードの活用による方法も可能**とする。

- ② 事業者が情報伝達等の義務に違反したときの罰則【50万円以下の罰金】を新設。
- ③ 農水大臣が指定する民間機関 (指定交付機関) による適法漁獲等証明書の交付を可能とする。

## <改正法の施行期日>

施行準備のための期間を確保するため、主要な規定は、**公布の日 (令和6年6月26日) から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行**することとする。

## ○情報の伝達のイメージ

### 【パターン①】伝票に必要な情報を記載



### 【パターン②】個体識別できる番号を魚体に表示

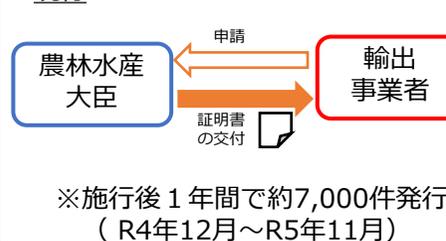


### 【パターン③】QRコード等を魚体に表示



## ○適法漁獲等証明書の交付のイメージ

### 現行



### 改正案



# (参考4) 太平洋クロマグロに係るタグを用いた情報伝達実証事業の一例の紹介 (タグの堅牢性の検証)



## 【令和5年度実証の概要】

実証時期	実証地域	漁業種類	タグ取付場所	豊洲確認本数
令和5年9月	塩釜漁港	大中型まき網漁業 (大臣許可)	産地市場	60本
令和5年10月	大間地域	はえ縄漁業・一本釣り漁業 (承認漁業)	船上	19本
令和5年12月、令和6年1月	塩釜漁港	近海まぐろはえ縄漁業 (大臣許可)	船上	53本

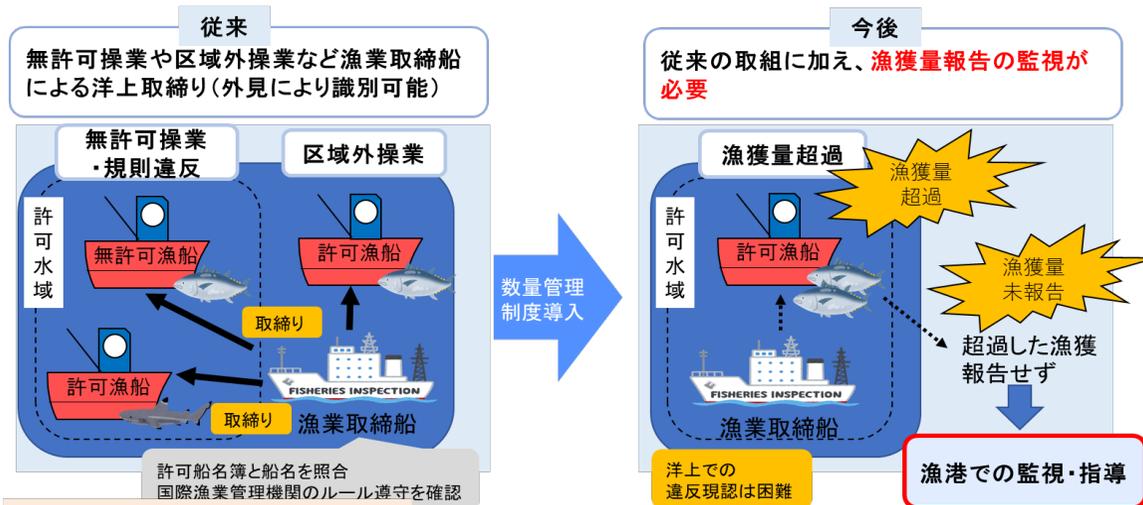
## 【令和6年度実証の概要 (令和6年8月末時点)】

実証時期	実証地域	漁業種類	タグ取付場所	豊洲確認本数
令和6年6月	境港漁港	大中型まき網漁業 (大臣許可)	産地市場	53本
令和6年秋頃	北海道渡島地域 (予定)	定置網漁業等 (調整中)	調整中	

# (参考5) 産地段階における監視体制の強化について

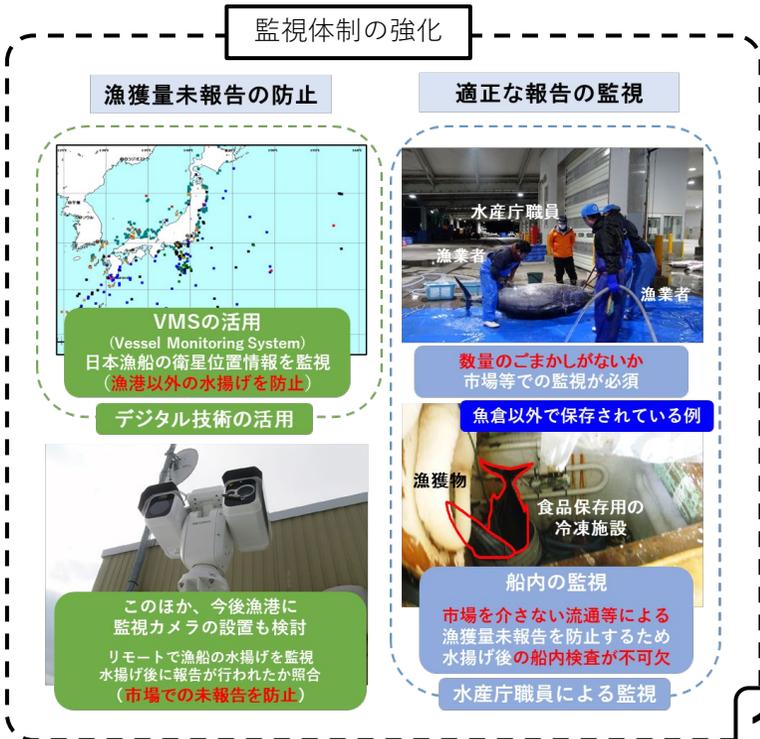
産地段階における監視体制の強化に向けては、

- ① 本年4月から水産庁に漁獲監理官を新設し、太平洋クロマグロの主要な陸揚げ港等において陸揚状況の検査や巡回指導を開始し、漁獲と流通の間にある水揚げ現場の監視体制を強化、
- ② また、デジタル技術を活用するなどして、①VMSによる漁船の動向把握、②陸揚げ数量・重量とTAC報告データ等の照合を実施しているほか、監視カメラ映像の活用等へ向け、現在、検討・実証を実施しているところ。



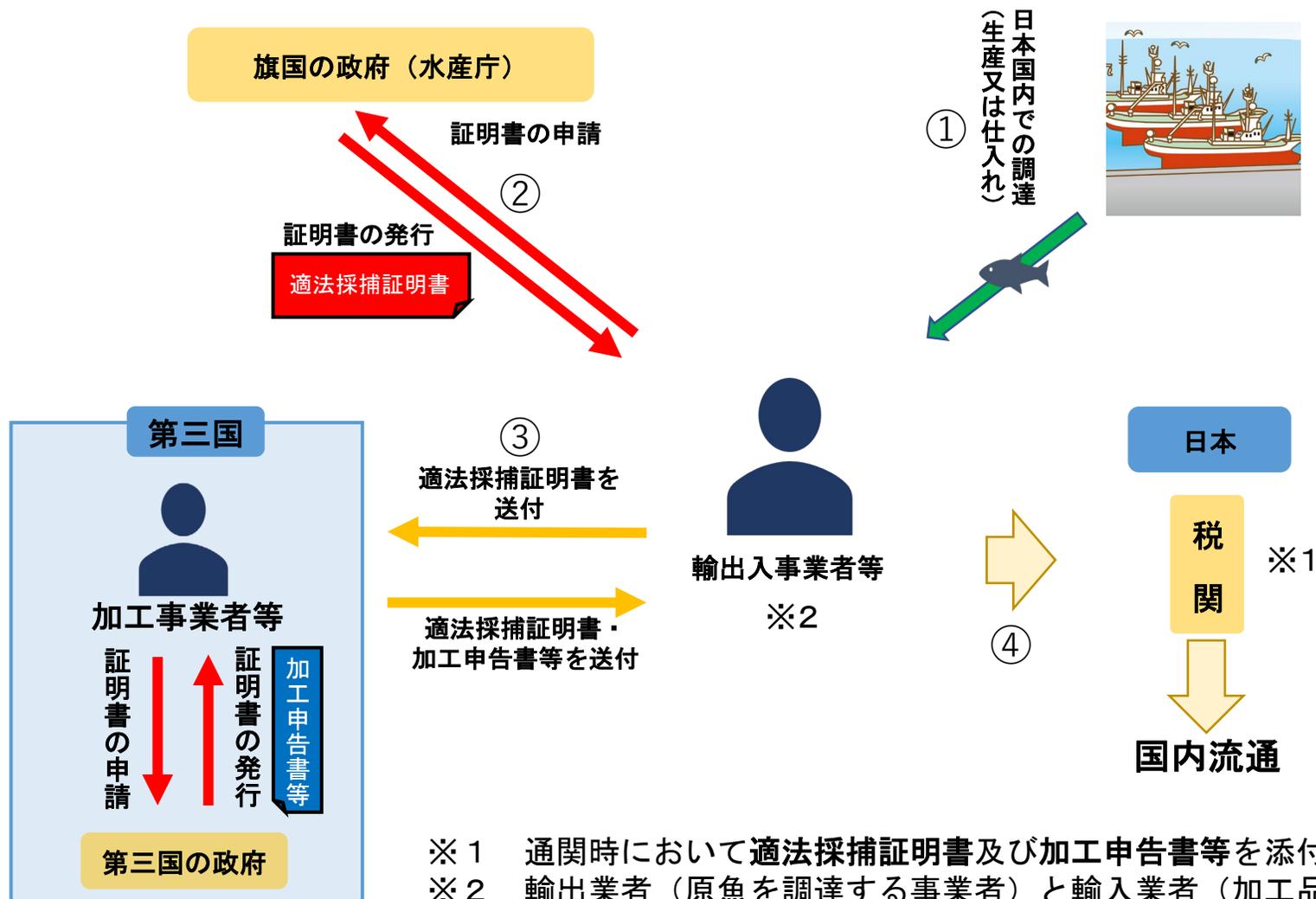
【参考事例：青森県での漁獲未報告事案】

- ・資源回復に伴い、多数の地域で漁獲枠がひっ迫。
- ・漁獲枠を年末に残したい漁業者と、クロマグロを安く仕入れたい仲買業者が結託し、漁獲報告せず、クロマグロを流通させた。



## (参考6) 日本漁船が採捕した原魚を海外(第三国)で加工し日本に輸入する場合の流れ

- 日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国経由で輸入又は第三国に一旦輸出して加工した上で日本に輸入する場合には、旗国の政府機関(水産庁)が発行する適法採捕証明書及び第三国(加工地)政府機関等が発行した加工申告書等の添付が必要。



※1 通関時において適法採捕証明書及び加工申告書等を添付。

※2 輸出業者(原魚を調達する事業者)と輸入業者(加工品の輸入業者)が別の場合もある。

## (参考7) 特定第二種水産動植物の指定基準等について (現行の指定基準、指定基準の指標)

現行の指定基準、指定基準の指標 (令和3年8月水産流通適正化制度検討会議決定) は以下のとおり。

※ 「→」以降が基準の指標

### **基準1 : 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれが高いもの**

→ 旗国、沿岸国又は地域漁業管理機関においてIUU船舶リストが整理されているなど、IUU漁業の実態が報告されているもの

### **基準2 : 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関 (RFMO) 等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの**

→ 以下のいずれかに該当するもの

- ① FAOの漁獲データにおいて2016~2018年の対象魚種の世界の平均漁獲量が、10年前となる2006~2008年の世界の平均漁獲量と比較して20%以上減少しているもの
- ② 我が国周辺海域において地域漁業管理機関 (RFMO) 等による資源管理措置が行われているもの (※我が国のEEZ及び公海にまたがって存在する資源であって、NPFCによる資源管理が行われているもの)
- ③ 1kg当たり単価が高いもの : 2010~2019年の主要高級魚 (漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種) の平均価格を平均した値 (1,928円) 以上の魚種

### **基準3 : 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの**

→ 輸入額が一定額以上 (10億円) 又は、輸入額が1億円以上で、過去3年間と比較して輸入額が20%以上増加したもの

### **基準4 : 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの**

→ 法執行に従事する政府関係者等の体制等を勘案して判断 (※執行能力の観点から、他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているものは除外。)

# (参考8) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果①)

※以下は基準3に該当する魚種のうちIUU漁業関連レポート等に記載があるもの等を抽出

指定基準 (前回の検討会で了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会においてお示し、課題を踏まえ修正(赤字箇所)したものの)	魚種		
		サケ・マス	エビ	クロマグロ
1. 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれが大きいもの	① IUU漁業が確認されている(海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価)	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書(2021年)(米国下院委員会へのUSITC報告)において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入される太平洋サケのうち、約9.3%がIUU由来であると推定。特に、ロシア産のカムチャッカ半島のサーモンのベニザケのリスクが高いと報告。	SIMPに関する議会報告書(2023)において、以下の2点を報告。①SIMP違反及び報告データへの集中調査により、エビカメ法違反含め、計約70トン(ベトナム・中国)のエビの輸入を拒否したほか、②NOAA主導の2023会計年度中の刑事・民事調査を通じ、SIMP及びその他の漁業規制違反により、中国からの輸入品計約18トンの押収を報告。今後、米国議会において経過が報告される見込み	ICCATのIUU船舶リストにおいて、ICCATの大西洋クロマグロ割当を持たない国籍不明船による違法漁獲の報告。WCPFCにおいて、IUU船舶リストが作成されている。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関(RFMO)等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20%以上※1	15%減	1%減	12%減
	②-2 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関(RFMO)等による資源管理措置が行われている。	NPAFC ・漁獲の禁止	-	WCPFC (太平洋クロマグロ) ・漁船登録 ・漁獲量制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲努力量と漁獲水準の報告
	②-3 1kg当たり単価(円/kg)が高い(1,668円以上)※2	633	1,567	1,933
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円で増加率が20%以上※3	(2,836億円、32%増)	(2,239億円、27%増)	(785億円、26%増)
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない(国際的な取り決めが進展中)等または輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いと判断されたものは除外	外為法で規制あり 養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効性は低い	外為法で規制あり

※SIMP : Seafood Import Monitoring Program、NOAA : National Oceanic and Atmospheric Administration (商務省海洋漁業局)、外為法 : 外国為替及び外国貿易法、USITC : United States International Trade Commission (米国国際貿易委員会)、NPAFC : North Pacific Anadromous Fish Commission (北太平洋溯河性魚類委員会) ICCAT : International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (大西洋まぐろ類保存国際委員会)

# (参考8) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果②)

指定基準 (前回の検討会で了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会においてお示し、課題を踏まえ修正(赤字箇所)したもの)	魚種			
		カニ	メバチ	キハダ	タコ
1. 外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれが大きいもの	① IUU漁業が確認されている(海外の政府レポートを詳細に確認してリスク評価)	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書(2021年)において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたワタリガニの28.4%、タラバガニの約16.3%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。	WCPFCにおいて、IUU船舶リストが作成されている。	WCPFCにおいて、IUU船舶リストが作成されている。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書(2021年)において、2019年の米国輸入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論文を用いた試算を実施。米国に輸入されたタコの約33.1%がIUU由来であると推定。加工品についての試算なし。
2. 資源状況が悪い又は地域漁業管理機関(RFMO)等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20%以上	17%増	12.7%減	32%増	0.5%増
	②-2 我が国周辺海域にて地域漁業管理機関(RFMO)等による資源管理措置が行われている。	-	WCPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲物の保持	WCPFC ・漁船登録 ・漁船隻数の制限 ・漁獲努力量制限 ・漁獲物の保持	-
	②-3 1kg当たり単価(円/kg)が高い(1,668円以上)	3,363	992	502	636
3. 日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの	③輸入額が10億円以上又は輸入額が1億円以上で増加率が20%以上	(749億円、25%増)	(645億円、19%増)	(512億円、61%増)	(486億円、44%増)
4. 法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの	④他の制度で同様の規制はない(国際的な取り決めが進展中)等または輸入の大半を養殖ものが占める等で実効性が低いと判断されたものは除外	外為法で規制あり(ロシア原産カニ)	外為法で規制あり	外為法で規制あり	他に同様の輸入規制は無い

※WCPFC: Western & Central Pacific Fisheries Commission (中西部太平洋まぐろ類委員会)  
 NPFC: The North Pacific Fisheries Commission (北太平洋漁業委員会)

# (参考8) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果③)

指定基準 (前回の検討会で 了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会にお いてお示し、課題を 踏まえ修正(赤字箇 所)したもの)	魚種		
		ヒラメ・カレイ	シラスウナギ	アワビ
1. 外国漁船によっ て外国法令に反し てIUU漁業が行 われるおそれが大 きいもの	① IUU漁業が確認 されている(海外の 政府レポートを詳細 に確認してリスク評 価)	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的 影響報告書(2021年)において、米国に輸入さ れたヒラメの一部が、中国遠洋漁船がアフリカ 西部沿岸域で漁獲したIUU由来であると推定。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影 響報告書(2021年)において、2019年の米国輸 入水産物について、幾つかのIUUリスク分析の論 文を用いた試算を実施。養殖用の水産物輸入(主 にシラスウナギ)について、約29.0%がIUU由来 であると推定。	SIMPに関する議会報告書(2023)において、 NOAA主導の2023会計年度中の刑事・民事調査を 通じ、SIMP及びその他の漁業規制違反により、南 アフリカからの輸入品10kgの押収を報告。今後、 米国議会において経過が報告される見込み。
2. 資源状況が悪い 又は地域漁業管理 機関(RFMO) 等による資源管理 が行われている又 は重量当たり単価 が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20% 以上	14%減	不明	51%減
	②-2 我が国周辺海域にて 地域漁業管理機関 (RFMO)等による 資源管理措置が行わ れている。	-	-	-
	②-3 1kg当たり単価(円 /kg)が高い(1,668 円以上)	1,024	1,652,500 ※4	7,551
3. 日本に一定量以 上の輸入がなされ ている又は輸入が 急増しているもの	③輸入額が10億円以 上又は輸入額が1億 円以上で増加率が 20%以上	(285億円、26%)	(167億円、330%増)	(104億円、48%増)
4. 法執行体制その 他の法施行準備の 観点から実行可能 であるもの	④他の制度で同様の 規制はない等(国際 的な取り決めが進展 中)等または輸入の 大半を養殖ものが占 める等で実効性が低 いと判断されたもの は除外	他に同様の輸入規制は無い	・ニホンウナギについては、4か国・地域での非 公式協議による国際的な取り決めが進捗中 ・ヨーロッパウナギについては外為法で規制あり	養殖物が輸入の大半を占めることから、制度の実効 性は低い

# (参考8) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果④)

指定基準 (前回の検討会 で了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会 においてお示し、課 題を踏まえ修正 (赤 字箇所) したも の)	魚種			
		ビンナガ	カラフトシヤマモ	カジキ	カツオ
1. 外国漁船に よって外国法令 に反してIUU 漁業が行われる おそれが大きい もの	① IUU漁業が確認 されている (海外の 政府レポートを詳細 に確認してリスク評 価)	EUのIUU規則におけるカーディング制度に おいて、セネガルをレッドカードに指定。 ICCAT枠を超えたメカジキ (311トン)、 ビンナガ (579トン) の違法な洋上転載に よってEUへ輸出されたことにより、 非協力国として特定したと報告。	IUU由来水産物の米国輸入及び 漁業への経済的影響報告書 (2021年)において、養殖の 餌として用いられるシヤマモの IUU漁獲物の割合は、3.9%と 推定。	EUのIUU規則におけるカーディ ング制度において、セネガルをレッド カードに指定。ICCAT枠を超えたメ カジキ (311トン)、ビンナガ (579トン) の違法な洋上転載に よってEUへ輸出されたことにより、 非協力国として特定したと報告。	WCPFCにおいて、IUU船舶リスト が作成されている。
2. 資源状況が 悪い又は地域漁 業管理機関 (R FMO) 等による 資源管理が行 われている又は 重量当たり単価 が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20% 以上	0.1%減	67%減	9%減	117%増
	②-2 我が国周辺海域にて 地域漁業管理機関 (RFMO) 等による 資源管理措置が行 われている。	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲量と漁獲努力量の報告	-	WCPFC (メカジキ) ・ 漁船登録 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲量と漁獲努力量の報告	WCPFC ・ 漁船登録 ・ 漁船隻数の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 漁獲物の保持
	②-3 1kg当たり単価(円 /kg)が高い (1,668 円以上)	358	358	888	249
3. 日本に一定 量以上の輸入が なされている又 は輸入が急増し ているもの	③輸入額が10億円以 上又は輸入額が1億 円以上で増加率が 20%以上	(90億円、98%増)	(84億円、33%増)	(75億円、7%増)	(54億円、18%増)
4. 法執行体制 その他の法施行 準備の観点から 実行可能である もの	④他の制度で同様の 規制はない等 (国際 的な取り決めが進展 中) 等または輸入の 大半を養殖ものが占 める等で実効性が低 いと判断されたもの は除外	他に同様の輸入規制は無い	他に同様の輸入規制は無い	外為法で規制あり	他に同様の輸入規制は無い

# (参考8) 特定第二種水産動植物の対象魚種の検証について (スクリーニング結果⑤)

指定基準 (前回の検討会で 了承いただいたもの)	指標 (前回の検討会にお いてお示し、課題を踏ま え修正 (赤字箇所) した もの)	魚種		
		アジ	サメ	キンメダイ
1. 外国漁船によっ て外国法令に反し てIUU漁業が行 われるおそれが大 きいもの	① IUU漁業が確認され ている (海外の政府レ ポートを詳細に確認して リスク評価)	IUU由来水産物の米国輸入及 び漁業への経済的影響報告書 (2021年)において、アフリ カでの中国漁船のアジの違法 操業の可能性を報告。また、 養殖の餌として用いられるア ジのIUU漁獲物の割合は、 23.4%と推定。	IUU由来水産物の米国輸入及び漁業への経済的影響報告書 (2021年) (米国下院委 員会へのUSITC報告)において、アフリカ、南米海域の沿岸国が、中国漁船のサメ、 サメヒレの違法操業の取り締まりを報告。また、海洋HLPプログレスレポート (2024)において、スリランカ税関がサメヒレ (300キロ) の違法輸入を確認した と報告。さらに、SIMPに関する議会報告書 (2023) において、NOAAは7,590kg のサメ肉 (旗国不明) をSIMP違反で押収したことを報告。	NPFCにおいて、IUU船舶 リストが作成されている。
2. 資源状況が悪い 又は地域漁業管理 機関 (RFMO) 等による資源管理 が行われている又 は重量当たり単価 が高いもの	②-1 漁獲量減少率が20%以上	14%減	1034%増	308%増
	②-2 我が国周辺海域にて地域 漁業管理機関 (RFMO) 等による資源管理措置が 行われている。	-	NPFC ・ 漁船登録 ・ ヒレ切りの禁止 ・ 漁獲の船上記録 WCPFC ・ 漁船登録 ・ ヒレ切りの禁止 ・ 混獲の最小化と 安全なリリース	NPFC ・ 漁船登録 ・ 漁具の制限 ・ 漁獲努力量制限 ・ 禁漁期間の設定 ・ 禁漁区の設定
	②-3 1kg当たり単価 (円/kg) が高い (1,668円以上)	249	143	不明
3. 日本に一定量以 上の輸入がなされ ている又は輸入が 急増しているもの	③輸入額が10億円以上又 は輸入額が1億円以上で 増加率が20%以上	(37億円、6%減)	(18億円、34%増)	(15億円、7%増)
4. 法執行体制その 他の法施行準備の 観点から実行可能 であるもの	④他の制度で同様の規制 はない等 (国際的な取り 決めが進展中) 等または 輸入の大半を養殖ものが 占める等で実効性が低い と判断されたものは除外	他に同様の輸入規制は無い	外為法で規制あり (ヨシキリザメ、アオザメ等除く)	他に同様の輸入規制は無い

## 出典

※1 「FAO FISHstat」より算出

※2 「海面漁業生産統計調査」(H24~R3年)及び「漁業産出額」(H24~R3年)より算出。ナマコについては、R元~R3年で算出

※3 「水産物輸出入実績」(2018年~2022年)及び「貿易統計」(2019年~2022年)より算出。

※4 「ウナギをめぐる状況と対策について (令和5年12月)」(水産庁栽培養殖課)より算出

# (参考9) EUの漁獲証明制度の改正の概要について

(主な改正内容)

## ① トレーサビリティの強化及び表現の適正化のための漁獲証明書様式の変更（記載項目欄の追加等）

Box2：「漁具」欄の追加

Box3：「漁獲海域（FAO海域 / EEZ・公海 / 関係する地域漁業管理機関）」欄の追加

Box5：「漁船の船長又は漁業許可保有者のサイン」欄における押印欄削除

Box7：第三国の港湾転載等における「水揚げ」欄の追加  
輸送経路：「目的地」欄の追加

新様式

出典：EUホームページ

## ② 加工申告書の運用強化

採捕した**旗国が加工**（船上加工・施設加工）**する場合も、加工申告書の添付を義務化**

## ③ EUの電子システム「CATCH」使用の義務化

EU域内の輸入業者及びEU加盟国政府機関の「**CATCH**」使用を義務化。なお、EU非加盟国が紙の証明書を発行した場合、EU域内の輸入業者がCATCHに情報を手入力する必要

# (参考10) 人権問題を巡る国際的な状況

(G7農業大臣声明仮訳抜粋) 我々は、公平な競争条件と公正な競争を確保するため、漁業・養殖業セクターにおける人権及び労働、社会、経済、環境における基準の尊重を求める。

責任あるサプライチェーン等における  
人権尊重のためのガイドライン

令和4年9月  
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省  
庁施策推進・連絡会議

- 国際機関による人権に関する指針等について、日本版ガイドライン策定の要望を踏まえ、**令和4年9月**に公表

- 企業による自主的な人権尊重の取組を加速させるため、企業活動における負の影響を特定・評価し、企業が社会的責任を果たしていくための指針

食品企業向け人権尊重の取組のための手引き

令和5年12月  
農林水産省  
大臣官房新事業・食品産業部

**MAFF**  
Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省

- サプライチェーンが多い食品産業向けに、より平易かつポイントを絞った手引きを**令和5年12月**に公表
- 企業が実際に取り組めるような実践例や様式等を掲載するとともに、取引先に求められた際にも利用できるよう、何故取組が必要なのか等を解説

## 水産流通の適正化の更なる推進に向けた今後の対応方向について（案）

### I はじめに

IUU 漁業の撲滅に向けては、G20 大阪首脳宣言やG7 広島サミット首脳コミュニケでもその方向性が確認されるなど国際的な動きが加速する中、流通段階の対策としては、我が国においては、令和2年12月に、特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（以下「流適法」という。）が制定され、令和4年12月から流適法に基づく水産動植物等の国内流通の適正化及び輸出入の適正化を図るための措置の運用を開始した。

また、令和6年6月には、国際的に厳格な漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われている太平洋クロマグロについて、漁獲量等の報告義務に違反したものが流通した事案が発生したこと等を踏まえたその再発防止や管理強化を図るための漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（以下「令和6年改正法」という。）が制定された。

このような状況を踏まえ、IUU 漁業の撲滅に向け、水産物の流通段階における適正化の取組を我が国として更に推進していく観点から、流適法に基づく各種取組の状況を検証するとともに、令和6年改正法の今後の施行に向けた特別管理特定水産資源の対象魚種などの制度の詳細の検討等を進めていくため、令和6年9月から3回に渡り、水産流通に関する幅広い関係者を構成員とする「水産流通の適正化推進会議」を開催し、議論を重ねてきた。

以下は、その結果を取りまとめたものである。

### II 特定第一種水産動植物について

#### 1 アワビ、ナマコに係る制度の施行状況と課題について

##### (1) 採捕事業者、取扱事業者による届出関係

###### ① 制度開始前から現在までの状況

特定第一種水産動植物の採捕の事業又は販売、加工等の事業を行う者は、農林水産大臣又は都道府県知事への届出が義務付けられたことから、流適法の施行に当たっては、全国の関係する採捕事業者、取扱事業者（特に個人・零細な産地仲買人、水産加工業者）への制度の周知が十分にされ、滞りなく届出がされるようにすることが課題であった。

このため、全国約170回に及ぶ説明会の開催及び関係団体による関係事業者への働きかけ等を行ってきた結果、令和6年7月末現在で、採捕事業者については全国の漁協のうち6割以上の漁協が届出（大半が電子的な届出）済み、取扱事業者については約5,300件の届出（大半が電子的な届出）がされるとともに、新規の届出に係る問い合わせはかなり減少してきており、アワビ・ナマコの生産量規模を踏まえると、電子化の状況も含め、届出制度については相当程度周知されたと考えられる。

###### ② 今後の対応方向

引き続き、新規の問い合わせ者への丁寧な説明等により、届出の漏れがないよう、制度の周知や電子的な届出の推進を図っていくべきである。

##### (2) 漁獲番号等の伝達、取引等記録の作成・保存関係

###### ① 制度開始前から現在までの状況

採捕事業者及び取扱事業者は、特定第一種水産動植物等の取引時に、名称、漁獲番号等の情報を事業者間で伝達するとともに、その取引記録（重量、相手方、漁獲番号等）を作成・保存することが義務付けられた。この施行に当たっては、漁獲番号等の伝達や取引記録の作成等の義務付けについて周知を徹底するとともに、16桁の漁獲番号等の伝達等の負担が過大なものとならないよう対策を講じることや、未だアナログでの商取引が多い漁協段階でも円滑な情報伝達がなされる

よう、可能な限り、漁協取引の電子化を推進することが主な課題であった。

このため、令和2年から、都道府県単位での情報伝達ルールの策定等の取組支援や、漁協等が円滑に情報伝達等を行うための機器整備やシステム改修等の電子化に向けた取組の支援、漁獲番号等伝達システム（PC やスマホ等で簡易に漁獲番号又は荷口番号を自動的に発行し、販売先に伝達するとともに、電子的な取引記録の作成・保存が可能なシステム）の開発・運用等を進めてきた。

この結果、北海道下のすべての産地市場での制度履行のためのシステム改修が完了する等、主要産地における電子化が加速したほか、漁獲番号等伝達システムの導入についても、令和6年7月末現在、約260事業者で活用が進められており、輸出事業者の積極的な取組によって「漁協→仲買人→加工事業者→輸出事業者」に至る川上から川下までの商流全体で、漁獲番号等伝達システムを活用するなどの流通の電子化の優良事例も出てきている。

他方、中小の産地を中心に、システム改修やそもそもの電子化が進んでいない地域も未だ相当数ある状況であるほか、漁獲番号等伝達システムについても、アワビ、ナマコが主要水産物ではない事業者等には、当該システムの導入の様子見しているところも多い。

## ② 今後の対応方向

情報伝達の円滑化、簡易化に向けては、①産地全体（県域、漁協単位等）での電子化が効果的であるととともに、②中間流通段階においては、多様な事業者向けのシステムの導入が効果的である。

このため、令和6年改正法の施行により、取引の多いクロマグロの大型魚を新たな制度の対象にする方向で検討が進められていることを踏まえ、これを契機とした産地全体の電子化や、漁獲番号等伝達システムの活用を更に進めていくべきである。

## (3) 適法漁獲等証明書関係

### ① 制度開始前から現在までの状況

特定第一種水産動植物等を輸出する場合は、適法に採捕されたこと等を示す国が発行する適法漁獲等証明書を添付することが義務付けられたが、①多数の申請件数が予想される適法漁獲等証明書を迅速に発行し、円滑な流通（輸出）との制度の両立を図ること、②特に加工品に関する適法漁獲等証明書の申請には、採捕事業者から輸出事業者までに多数の関係者が関わるが多いため、各流通段階での取引記録の写し等の書類の準備が円滑に行われるようにすることが課題であった。

制度開始後の状況は、適法漁獲等証明書の交付件数（令和4年12月から令和6年7月末までの累計約11,800件）の大半が、取引事業者が固定された継続的な輸出である少量の生鮮・冷蔵品の輸出（生鮮アワビの航空便輸出）となっている。このため、一定要件の下でこれらの証明書の交付事務の効率化を図るとともに申請・発給は全て電子化すること等により、申請から2日以内の交付を実現している。

一方、加工品の輸出にかかる証明書の申請については、原料の入手ルートが複数あるなど商流が複雑なケースが多く、採捕事業者から輸出事業者までの全ての取引記録の写し等の証拠書類について、手書きの書類の提出も多い状況である。このため、申請書類に取引系統図を添付してもらうなどの審査事務効率化を図っているが、中間事業者や輸出事業者の負担軽減や迅速な行政事務の推進のためにも、漁獲番号等を含む取引情報の電子化等の推進による取引関係の確認の効率化が課題となっている。

### ② 今後の対応方向

生鮮・冷蔵品の輸出については、今後も、引き続き、迅速な適法漁獲等証明書の交付に努めていくべきである。

一方、加工品の輸出については、(2)②と同様に、産地全体（県域、漁協単位等）での電子化や、中間流通段階における多様な事業者向けの簡易な情報伝達システムの導入を推進していくべきである。

特に、輸出事業者の積極的な取組によって、「漁協→仲買人→加工事業者→輸出事業者」に至る川上から川下までの商流全体で漁獲番号等の電子的な伝達が実現され、簡易かつ迅速な申請・審査

が可能となった優良事例も出てきている漁獲番号等伝達システムの活用を更に推進していくべきである。

#### (4) 違反者に対する勧告、命令、罰則関係

##### ① 制度開始前から現在までの状況

流適法は、水産物の流通段階の規制を主目的とする初めての制度であり、違反に対する必要な抑止効果が適切に働くかが課題であった。また、流適法違反事案は採捕に係る漁業法違反事案（密漁等）と連動して発生するケースが多いこと、事業所等が県域内に止まる事業者等に対する勧告、命令の権限は都道府県にあることから、海上保安庁等の他の取締機関や都道府県と連携して違反事案に適切に対処することが課題であった。

制度開始後の状況は、関係事業者から、随時、疑義情報が寄せられてくるようになってきており、事業者の違法漁獲物に対する意識が高まり、密漁に対する抑止力は高まってきていると考えられる。また、平成30年の漁業法改正による罰則強化により、採捕段階における漁業法違反の検挙件数は増加しているが、関係行政機関との連携により、漁業法違反の検挙を契機として流適法違反の措置に結びつけることができた事案も出てきており、関係行政機関と連携した対応も徐々に進んできている。

他方、流適法違反事案に対する都道府県による勧告の発出までに未だ相当期間を要する等の状況も続いており、引き続き、都道府県の違反事案に対応する体制整備や水産庁との連携強化を推進していく必要がある。

また、悪質な流適法違反事案も発生しており、このような違反者に対しては、現行の勧告→命令→罰則という段階を経た対応では抑止効果が十分に発揮されないおそれも出てきている。

##### ② 今後の対応

違反事案への対応については、引き続き、関係行政機関と連携して適切な対応を図っていくべきである。その中で人員面では限界もある都道府県の体制整備の推進や更なる連携強化に向けて、必要に応じ都道府県における関係規程の整備を国としてもバックアップするなどの効果的な措置を実施すべきである。

また、悪質な流適法違反事案への対応については、令和6年改正法において流適法違反にも直罰規定を設けられているが、関係行政機関との連携を更に進めていくべきである。

## 2 令和7年12月のシラスウナギの適用に向けた状況と課題について

### ① 現在までの状況

うなぎの稚魚（13cm以下：シラスウナギ）については、令和7年12月から、特定第一種水産動植物として、流適法の適用対象となる。このため、これまで①関係漁業者・流通事業者・養殖事業者への周知としてこれらの事業者等に対する説明を延べ10回程度実施しているほか、②これらの事業者等による円滑な届出の実施に向けた国・都道府県の体制整備として、うなぎの養殖生産量や採捕事業者の多い県での説明を集中的に行い、シラスウナギの生産量に占める割合で9割を超える県での説明を実施、③これら事業者等による円滑な漁獲番号等の伝達・記録の作成、保存の実施等に向けた仕組みの構築として、シラスウナギの特殊な流通実態に即した漁獲番号等の伝達等を一気通貫で電子的にできるシステムの構築に取り組んできている。

### ② 今後の対応方向

今後も都道府県と協力して、現場の漁業者等へ制度の周知を図るとともに、養鰻団体及びシラスウナギ中間流通団体を通じた実態把握が困難である事業者への周知を徹底していくべきである。

円滑な届出に向けては、webを併用してブロック会議等を開催し、これまで説明会を行ってきたうなぎの養殖生産量や採捕事業者が多い県以外の県等も含め周知を徹底していくべきである。

また、ナマコ・アワビ（施行6ヶ月前から届出可能）と同様に、制度開始一定期間前から届出が可能となるよう、必要な制度の整備を進めていくべきである。

さらに、円滑な漁獲番号等の伝達等の実施に向けては、引き続き、これらを電子的にできるシステムの開発を進めるとともに、その導入の促進を図り、採捕者、関係事業者が本システムを活用した義務の履行を支障なく実施できるよう必要な措置を講じていくべきである。

### 3 令和6年改正法の施行に向けた制度の詳細について

太平洋クロマグロは、国際的に厳しい漁獲可能量（TAC）による資源管理が行われているが、先般 TAC 報告義務に違反した太平洋クロマグロが流通する事案が発生し、管理の強化が急務となった。このため、個体の経済的価値の高い太平洋クロマグロについて、TAC 報告時の個体管理や、取引時の伝達・記録の義務付け等の措置を講じるべく、漁業法及び流通法の改正が行われた。

本改正法の施行に向けては、以下の方向で必要な政省令改正等の検討を進めるべきである。

#### (1) 施行期日について

関係者が令和6年改正法に基づく義務を履行できる体制を整備するための十分な準備期間を確保することが必要であり、また、漁獲可能量による管理の管理年度も考慮し、沿岸漁業の管理年度始めである令和8年4月1日とすること。

#### (2) 漁業法改正について

##### ① 新たな制度の対象となる特別管理特定水産資源の指定の考え方について

特別管理特定水産資源については、指定に当たり考慮すべき事項が法律上明記されていること等から、これら考慮すべき事項の更に詳細な基準は設けることとせず、条文に基づき、不正のインセンティブとなる誘因が高い個体の経済的価値が高いものを前提として、その他の条文上に規定されている事項を総合的に勘案して指定すること。

また、現行、特定水産資源についてもその指定の考え方を資源管理基本方針に定めているため、特別管理特定水産資源も同様に、上記の指定の考え方を、資源管理基本方針に定めること。

##### ② 今般の特別管理特定水産資源の指定について

今般の特別管理特定水産資源の指定については、①の指定の考え方に基づき、該当性が判断された30kg以上の太平洋クロマグロを指定すること。

#### (3) 流通法改正について

##### ① 特定第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等について

特定第一種第二号水産動植物のうち特別管理特定水産資源以外の対象魚種等については、法律上の定義に基づく想定に該当する魚種等がないため、当面その指定はしないこととすること。

##### ② 特定第一種第二号水産動植物を原材料とする加工品のうち対象とする加工品について

特別管理特定水産資源（特定第一種第二号水産動植物）に30kg以上の太平洋クロマグロが指定されることを前提とした場合、それを原材料とする加工品については、以下の理由により、当面その指定はしないこととすること。

- i 当該クロマグロについては、少なくとも消費地市場段階までは、価値の高い、解体されるまでの状態での取引が大半であり、そのような個体状態での管理を適切に行うことにより、それ以後の加工品の流通の適正性の確保を図ることが可能であると考えられること。
- ii ネグトロ等の他魚種と混ざり合った複雑な高次加工品も多く出回っている中で、そのような高次加工品段階における原料魚の採捕漁船までの捕捉は、現時点では、事実上困難であること。
- iii 産地段階で解体され、流通する場合もあるが、30kg以上の大型魚を適切に解体処理できる業者は限られており、令和6年改正法の施行と並行して行っている水揚げ現場等の監視体制の強化等により取締り可能と考えられること。

### ③ 関係事業者等による円滑な情報の伝達、記録の作成等に向けた仕組みの構築について

流適法で義務付けられる特定第一種第二号水産動植物等に関する情報伝達については、令和6年改正法に基づく情報伝達義務を果たしていれば、現場の新たな負担の軽減の観点から、現在商習慣上用いられ発行されている取引伝票を用いた方法でも、タグやQRコードを活用した方法でも可能とされている。

他方、①効率的かつ正確・迅速な情報伝達等の実現、②流通段階における適正物であることの視認性の向上、③現在、WCPFCで導入が検討されているCDS（違法漁獲・取引の防止のための漁獲証明制度）への対応の観点等を踏まえると、タグ等を活用した電子的な情報伝達を推進していくことも望ましい。

このため、現場実態を踏まえつつ、令和6年改正法の施行までに主要な漁業種類でこのような伝達手法の実施が可能となるよう、必要な実証事業等を実施すること。

### (4) その他の制度の詳細について

その他の制度の詳細については、養殖魚の取扱いを含め、現場実態を踏まえつつ、必要な検討を行っていくこと。

## Ⅲ 特定第二種水産動植物について

### 1 現行制度の施行等の状況と課題について

#### (1) 適法採捕証明書等の発行に向けた二国間協議関係

##### ① 制度開始前から現在までの状況

流適法施行に当たっては、特定第二種水産動植物の対象品目の最近の輸入元の国等との間の二国間協議を適切に行い、より多くのこれらの国等について、本制度に基づく輸入がされるようにすることが課題であった。

このため、対象4魚種の輸入実績（制度開始時前の平成30～令和3年）のあった55の国・地域や、それ以外で協議の申し出があった9の国・地域の計64の国・地域と順次二国間協議を実施し、現在までに、令和3年の制度対象4魚種全体の輸入金額シェアで97%を占める48の国・地域との協議が完了し、9の国・地域と引き続き制度開始に向けた協議を継続している。

##### ② 今後の対応方向

大半の輸入実績国等との間で本制度に基づく輸入が実施されていると評価できるが、引き続き、協議継続中の国等との協議を精力的に行っていくべきである。

他方、様式の協議が完了した国等との間でも、証明書が適切に発行されない等の問題が一部発生していることから、該当国等との追加の協議を随時実施していくべきである。

#### (2) 我が国による適法採捕証明書の発行関係

##### ① 制度開始前から現在までの状況

日本漁船が採捕した特定第二種水産動植物を第三国へ輸出・加工し、当該加工品を日本に再輸入する場合は、我が国による適法採捕証明書の発行が必要となる。このようなケースは相当件数の発生が予想されることから、当該証明書の発行を迅速に行い、円滑な国際流通との制度の両立を図ることが課題であった。また、当該証明書の交付申請には、採捕から第三国への輸出までの各流通段階での取引記録の写し等の書類が必要になるとともに、輸出業者のみならず産地段階の関係者や輸送業者の記載が必要な箇所もあることから、これら多数の関係事業者への周知と交付申請のための準備作業が円滑に行われることも課題であった。

このため、関係事業者への制度周知を図り、効率的な証明書発行に向けたルール整備に努めたほか、交付申請者も第三国への輸出時期に合わせて早めに申請する者がほとんどとなっているため、現在までのところ、証明書発行（令和4年12月から令和6年7月末までの累計で約1,400枚交付）に大きな混乱は生じていない（証明書は署名済の原本受領から原則2～3営業日以内に交付され

ている。)

また、適法採捕証明書の交付申請においては、詳細な情報が必要な産地段階の情報を産地市場が取りまとめられるルールなど効率的な証明書発行に向けたルールも整備しているが、産地段階の関係者と輸出業者等の署名が必要な箇所があり関係各事業者の負担が多いとともに、現状では電子化が困難であり、受付・交付は、現在全て紙ベースで実施されている状況にある。

さらに、これまでは、流適法の施行日（令和4年12月1日）前に漁獲・冷凍された制度対象外のものの輸出が多かったと考えられるものの、最近では、当該施行日以降に漁獲された対象水産物の輸出に置き換わってきており、今後は証明書の交付申請数の更なる増加が予想される状況にある。

## ② 今後の対応方向

引き続き、迅速な証明書の交付に努めるとともに、今後の発行数増や関係各事業者の負担軽減の観点から、現状紙ベースでしか作成が困難な証明書について、国際的な証明書電子化の動向等も踏まえつつ、電子的な署名方式の導入等の電子化の検討を進めていくべきである。

## (3) 宣誓書関係

### ① 制度開始前から現在までの状況

輸入元の国等との間の協議が継続中等のやむを得ない理由により当該国等から適法採捕証明書が発行されない場合は、例外的な措置として、輸入業者が必要事項を記載し、水産庁が確認・署名した宣誓書を輸入時に添付することが可能となっているが、そのような場合でも宣誓書の確認・署名を迅速に行い、円滑な国際流通との制度の両立を図ることが課題であった。他方で宣誓書対応はあくまで例外的措置であるため、対象国等との二国間協議を適切かつ迅速に行い、そのような状況の早期の解消を進めていくことも課題であった。

制度開始後の状況は、水産庁による宣誓書の確認・署名は令和4年12月から令和6年7月までの累計で約850件となっているが、迅速な確認・署名に努めており、大きな混乱は生じていない。他方、協議完了国等との間でも、適法採捕証明書が適切に発行されない等の個別の問題が発生しており、個別のケースごとに随時追加の二国間協議を行い、根本的な問題解決に努めている状況にある。

### ② 今後の対応

引き続き、対象水産物の適正かつ円滑な国際流通の確保に向け、対象国等との間で適切に協議を行い、根本的な問題解決に努めていくとともに、宣誓書の確認のための審査を適正に行いつつ、必要に応じ、本措置を活用していくべきである。

また、旗国から第三国経由で輸入される場合に、輸出時点で最終的に日本に仕向けるか不明であることから日本向けの様式による適法採捕証明書が発行されない問題については、証明書様式の可能な限りの他国との統一化も含め、運用の見直しを検討していくべきである。

## 2 特定第二種水産動植物における対象魚種等の検証について

### (1) 指定基準の指標の検証について

#### ① 現行の指定基準及び指定基準の指標

令和3年8月に開催された水産流通適正化制度検討会議では、水産動植物が特定第二種水産動植物の定義（流適法第2条第4項）に該当するかどうか判断するための基準である「指定基準」及びその基準に該当するかどうか具体的な判断基準である「指定基準の指標」を次のとおり決定していた。

※「→」以降が基準の指標

**基準1：外国漁船によって外国法令に反してIUU漁業が行われるおそれ大きいもの**

→ 旗国、沿岸国又は地域漁業管理機関においてIUU船舶リストが整理されているなど、IUU漁業の実態が報告されているもの

**基準2：資源状況が悪い又は地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理が行われている又は重量当たり単価が高いもの**

→ 以下のいずれかに該当するもの

- ① FAOの漁獲データにおいて2016～2018年の対象魚種の世界の平均漁獲量が、10年前となる2006～2008年の世界の平均漁獲量と比較して20%以上減少しているもの
- ② 我が国周辺海域において地域漁業管理機関（RFMO）等による資源管理措置が行われているもの（※我が国のEEZ及び公海にまたがって存在する資源であって、NPFCによる資源管理が行われているもの）
- ③ 1kg当たり単価が高いもの：2010～2019年の主要高級魚（漁業産出額統計の対象となる魚種のうち単価が上位1/3に入る魚種）の平均価格を平均した値（1,928円）以上の魚種

**基準3：日本に一定量以上の輸入がなされている又は輸入が急増しているもの**

→ 輸入額が一定額以上（10億円）又は、輸入額が1億円以上で、過去3年間と比較して輸入額が20%以上増加したのもの

**基準4：法執行体制その他の法施行準備の観点から実行可能であるもの**

→ 法執行に従事する政府関係者等の体制等を勘案して判断（※執行能力の観点から、他の制度でIUU漁業の抑止を目的とした輸入規制が行われているものは除外。）

**② 現行の指定基準の指標の課題**

上記の現行の指定基準の指標について検証したところ、以下の点が課題として挙げられた。

(i) 基準1の指標について

令和3年における指標該当性の検討に当たっては、スクリーニングを行った魚種のIUU漁業実態の検証において、米国の輸入監視制度の対象とされているか、WCPFC等のIUU船舶リスト（対象魚種不明）の対象となっているか等で判断している。しかしながら、流適法上の特定第二種水産動植物の定義に基づく海外におけるIUU漁業の我が国に与えるリスクをより適切に把握するためには、我が国同様の輸入監視制度を持つEU、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種について、できる限り具体的な海外におけるIUU漁業リスクの検討を実施すべきである。

(ii) 基準2の指標について

令和3年の検討に当たっては、基準2の②の指標について、NPFCによる資源管理が行われているものに限定しており、我が国周辺海域の他のRFMOにより資源管理が行われている資源が考慮されていない。このため、我が国周辺海域において資源管理措置が行われているWCPFC等の管理対象種も考慮すべきである。また、基準2の①、③の指標についても現時点で入手可能な直近のデータで評価し直すべきである。

(iii) 基準4の指標について

令和3年の検討に当たっては、養殖物が輸入の大半を占めるものなどで規制の実効性が低いと判断されたものも除外しているが、指標に明確化されていない。このため、規制の実効性が低いと判断されたものも、本指標に基づき除外することを明確化すべきである。

**(2) 対象魚種の検証について**

**① 今般の対象魚種の検証の手順について**

(1) ②を踏まえ、今般の対象魚種の検証に当たっては、以下の手順で検討を行った。

- (i) 特定第二種水産動植物の定義から最も重要な指標と考えられる基準1の指標（IUU 漁業実態の報告状況）について、我が国同様の輸入監視制度を持つ EU、米国政府発行のレポートの確認等を行い、スクリーニングを行う魚種についてできる限り具体的に我が国に影響を与えうる IUU 漁業リスクを検討する。
- (ii) 基準2から基準4までの指標の該当性について、(1) ②の課題も踏まえつつ、スクリーニングを行う。

上記手順に従って各魚種の基準該当性を検証した結果は、以下の通りとなった。

#### 手順1：基準1の指標の該当性について

スクリーニングの結果を踏まえると、魚種毎の我が国に影響を与えうる IUU 漁業リスクは以下のように分類された。

##### ① リスクの可能性はあるがその度合いについて更に情報収集に努めていくべきもの

IUU 漁業由来のものが一定程度あると推定されている又は RFMO の IUU 船舶リストが作成されている（漁獲魚種は不明）ものの、具体の IUU 漁業違反事案が報告されていないもの  
→ サケ・マス、クロマグロ、カニ、メバチ、キハダ、タコ、ヒラメ・カレイ、シラスウナギ、カラフトシシャモ、カツオ、アジ、キンメダイ

##### ② リスクはあるが我が国に与える影響について更に情報収集に努めていくべきもの

IUU 漁業に関連する違反事案等が確認されているものの、違反が軽微又は違反漁船の旗国から我が国への輸入実態がほぼない等のもの  
→ アワビ、ビンナガ、カジキ

##### ③ 我が国への影響も含めリスクが高い可能性があるもの

IUU 漁業に関連する重大な違反事案等が確認されており、違反漁船の旗国から我が国への輸入実績が多いもの  
→ エビ、サメ

#### 手順2：基準2～4の指標の該当性について

基準2～4の指標全てに該当する魚種は以下のとおりとなった。

→ ビンナガ、カラフトシシャモ、カツオ、キンメダイ

※ 上記のほか、ヨシキリザメ、アオザメ等についての基準3の指標該当性は、関税コードが分かれておらず統計データがないため判断できない。

#### 手順3：手順1、2の結果を踏まえた検証結果について

手順1、2の結果をまとめると以下のとおりとなった。

##### ① 手順1で高リスクと判断され、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ なし。ただし、ヨシキリザメ、アオザメ等については、基準3の指標該当性が確認されると該当することとなる。

##### ② 手順1で高リスクと判断されたものの、手順2で一部の基準の指標にしか該当していない魚種及び手順1で中程度のリスクと判断されたものの、手順2で全ての基準の指標に該当する魚種

→ エビ、ビンナガ

##### ③ その他の魚種

→ 上記以外の今般スクリーニングした全ての魚種

## ② 対象魚種の検証結果

以上から、今般の対象魚種の検証結果は以下のとおりとすべきである。

- (i) 直ちに新たな対象魚種に指定する魚種はないが、ヨシキリザメ、アオザメ等については、指定基準の指標への該当が確認されれば、関係者の意見を聞きつつ、対象魚種への指定に向け、規制実施の実効的な方法等の検討を進める。
- (ii) エビ、ビンナガについては、リスクの度合いや指定基準の指標への該当性を特に注視していく。
- (iii) それ以外の魚種については、既存の規制措置の実施状況も含めリスクの度合い等について関心を持って情報収集に努めていく。

## IV 海外における IUU 漁業由来水産物に係る流通規制強化への対応について

### 1 EU の漁獲証明制度の改正を踏まえた水産流通適正化制度の対応方向について

令和6年1月、欧州連合規則(2023/2842)により、IUU規則(1005/2008)を含むEUの共通漁業政策が改正され、EU市場に流入する水産物のトレーサビリティ強化及び電子化のため、EUへの輸入時に添付が必要な漁獲証明書等について、制度の見直しが行われた。なお、改正内容の施行は、2年間の経過措置後の令和8年1月10日とされている。

我が国の特定第二種水産動植物に係る水産流通適正化制度は、EUの漁獲証明制度を参考に制度検討がされており、事業者の負担軽減の観点から、適法採捕証明書等の様式についてもEU制度の様式を参考としている部分も多い。このため、今般のEU規則の改正を踏まえ、我が国の制度についても、以下の通り運用の見直しを検討すべきである。

#### ① トレーサビリティの強化及び表現の適正化のための漁獲証明書様式の変更(記載項目欄の追加等)について

EUの漁獲証明書様式の変更に合わせて、水産流通適正化制度に基づく適法採捕証明書様式を変更(相手国と二国間協議が必要)した場合、事業者にとってはEU向けと日本向けで様式が統一されることとなり、円滑な国際流通には資することとなる。

他方、記載項目の追加により、我が国が証明書を発行するケースでは現場負担が増加するため、今後、EUの規則改正の動向を見極めつつ我が国の運用方針を検討すること。

#### ② 加工申告書の運用強化について

加工申告書についても、EUの改正の背景を確認した上で、我が国の運用方針の見直しを検討すること。

#### ③ EUの電子システム「CATCH」使用の義務化(EU漁獲証明制度の枠組みにおける検討事項)について 我が国のEU向け輸出業者に無用な手間が増えないよう、将来的にCATCHとの連携も念頭に検討すること。

### 2 漁獲証明制度の普及・適正な運用に向けた諸外国との協力について

流通段階における国際的なIUU漁業対策の枠組みとして、我が国やEUが導入している輸入規制制度に対し、その類似制度の新たな創設の検討を含めた諸外国からの関心が高まっている。

このため、これまでも関係諸外国との意見交換や当該国の行政官への研修を随時実施してきたが、引き続きこうした国に対し、我が国制度の理解を促進することにより、制度の円滑な運用を働きかけるとともに、これらの国の新たな制度検討に当たっては、制度の整合性が図られるよう努めていくべきである。

## V その他

人権問題を巡る状況として、水産分野における強制労働については、国際的な問題となる事案が指摘されており、令和6年9月のG7農業大臣声明でも漁業及び養殖業における人権尊重を求めるなど、国際的

な動きが加速している。

このため、このような流通段階における人権問題への対応が求められている中で、企業が人権侵害の疑いのある水産物を調達することによる人権への負の影響（人権侵害リスク）を避けるため、引き続き、企業における人権に関するデューディリジェンス等を促進していくべきである。